

# 官報

編集・印刷  
独立行政法人国立印刷局

## 目次

### （告示）

- 除籍が滅失した件（法務二七二）
- 公証人法第七条ノ二第一項の規定による指定の件（同二七三）
- 外国弁護士による法律事務の取扱いに関する特別措置法第七条の規定による承認をした件（同二七四）
- 日本国に帰化を許可する件（同二七五）
- 職業訓練センター改善計画のための贈与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二七二）
- オキナワ道路整備計画のための贈与に関する日本国政府とポリビア多民族国政府との間の書簡の交換に関する件（同二七三）
- 平成三十年度における共同募金の実施期間を定める件（厚生労働二二五）
- 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第八条に規定する責任準備金相当額の算出方法の一部を改正する件（同三一六）
- 区画漁業を免許した件（農林水産一九五五）

## ○厚生労働省告示第三百十五号

社会福祉法（昭和二十六年法律第四十五号）第百十二条の規定に基づき、平成三十年度における共同募金の実施期間を平成三十年十月一日から平成三十一年三月三十一日までと定めたので、社会福祉法施行規則（昭和二十六年厚生省令第二十八号）第三十五条の規定に基づき、告示する。

平成三十年九月三日

厚生労働大臣 加藤 勝信